

令和3年度栃木県議会 第376回通常会議議案（1）目次

第1号議案	令和3年度栃木県一般会計補正予算（第4号）	1
第2号議案	栃木県産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例の制定について	7
第3号議案	婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	9
第4号議案	保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	11
第5号議案	高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の制定について	13
第6号議案	栃木県手数料条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について	15
第7号議案	栃木県県税条例の一部改正について	41
第8号議案	栃木県県営住宅条例の一部改正について	43
第9号議案	栃木県人事委員会委員の選任同意について	45
第10号議案	市町村が負担する金額について（環境森林部関係）	47
第11号議案	市町村が負担する金額について（農政部関係）	49
第12号議案	市町村が負担する金額について（県土整備部関係）	53
第13号議案	工事請負契約の締結について（なかがわ水遊園本館空調設備改修工事（長寿命化））	57
第14号議案	特定事業契約の変更について（総合スポーツゾーン東エリア整備運営事業）	59

報告第1号	知事の専決処分事項報告について……………	61
報告第2号	令和2年度栃木県継続費繰越計算書の報告について……………	105
報告第3号	令和2年度栃木県繰越明許費繰越計算書の報告について……………	109
報告第4号	令和2年度栃木県事故繰越し繰越計算書の報告について……………	119
報告第5号	令和2年度栃木県流域下水道事業会計予算繰越計算書の報告について……………	123
報告第6号	令和2年度栃木県電気事業会計予算繰越計算書の報告について……………	125
報告第7号	令和2年度栃木県電気事業会計継続費繰越計算書の報告について……………	127
報告第8号	令和2年度栃木県水道事業会計予算繰越計算書の報告について……………	129
報告第9号	令和2年度栃木県水道事業会計継続費繰越計算書の報告について……………	131
報告第10号	令和2年度栃木県用地造成事業会計予算繰越計算書の報告について……………	133

第1号議案

令和3年度栃木県一般会計補正予算（第4号）

令和3年度栃木県の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,497,160千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,039,235,230千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和3年6月1日提出

栃木県知事 福田 富一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		137,330,692	4,569,272	141,899,964
	2 国庫補助金	89,292,085	4,569,272	93,861,357
13 繰越金		1,416,960	263,888	1,680,848
	1 繰越金	1,416,960	263,888	1,680,848
15 県債		122,800,000	664,000	123,464,000
	1 県債	122,800,000	664,000	123,464,000
歳入合計		1,033,738,070	5,497,160	1,039,235,230

歳 出				(単位千円)
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		42,994,210	519,000	43,513,210
	2 企 画 費	5,233,354	519,000	5,752,354
3 民 生 費		114,541,266	410,827	114,952,093
	1 社 会 福 祉 費	70,717,852	7,647	70,725,499
	2 児 童 福 祉 費	37,755,085	403,180	38,158,265
4 衛 生 費		92,823,721	4,316,546	97,140,267
	1 公 衆 衛 生 費	33,052,704	50,000	33,102,704
	2 環 境 衛 生 費	2,181,170	886,336	3,067,506
	4 医 薬 費	48,045,032	3,380,210	51,425,242
6 農 林 水 産 業 費		40,711,345	211,787	40,923,132
	2 畜 産 業 費	6,416,744	32,627	6,449,371
	4 林 業 費	9,405,099	179,160	9,584,259
7 商 工 費		223,460,744	39,000	223,499,744
	1 商 工 費	218,660,457	39,000	218,699,457

款	項	補正前の額	補正額	計
歳	出	1,033,738,070	5,497,160	1,039,235,230

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
農 漁 業 災 害 対 策 特 別 措 置 条 例 資 金 利 子 補 給	令和4年度から令和8年度まで	2,249
家 畜 疾 病 経 営 維 持 資 金 利 子 補 給	令和4年度から令和10年度まで	2,869

第3表 地方債補正

変更

(単位千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県営最終処分場関連整備費	309,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る場合は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分かち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	973,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る場合は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分かち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。